

高知県農業技術センター茶業試験場における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する体制について

高知県農業技術センター茶業試験場では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究活動上の不正行為を防止し、適正に対応するための体制を下記のとおり整備しましたので、お知らせします。

1. 研究活動上の不正行為の防止に関する体制

当試験場における不正行為防止体制の各責任者は以下のとおりです。

総括責任者：場長

研究倫理の向上及び不正行為の防止について、当試験場全体を統括する権限と責任を持ち、公正な研究活動を推進します。

管理責任者：チーフ（研究企画担当）

総括責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する実質的な責任者として、公正な研究活動を推進します。

研究倫理教育責任者：チーフ（研究企画担当）

当試験場に所属する研究者等に対し、定期的な研究倫理教育を実施し、公的研究資金等の適正な運営・管理を徹底します。

2. 研究活動上の不正行為に関する告発窓口

研究活動に不正行為の疑いがある場合は、下記の窓口にて告発を受け付けます。

受付窓口： 高知県農業技術センター茶業試験場

窓口責任者：高知県農業技術センター茶業試験場 チーフ（研究企画担当）

〒781-1801 高知県吾川郡仁淀川町森 2792

電話：0889-32-1024

FAX：0889-32-1152

電子メール：160506t@ken.perf.kochi.lg.jp

3. 告発にあたっての注意事項

告発は、書面、ファクシミリ、電子メールまたは電話にて行うことができます。

告発を行う際は、原則として氏名を明らかにしていただき、以下の事項を明示の上、不正と判断する合理的な理由を示していただく必要があります。

- ・不正行為を行ったとされる研究者または研究グループの氏名・名称
- ・不正行為の具体的な態様（内容、時期など）
- ・その他、事案の内容が分かる情報

※ご提供いただいた個人情報や告発内容の秘密は厳守します。また、告発したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

令和 7 年 12 月 9 日
高知県農業技術センター茶業試験場長